

大陸法的仲裁

—JCAAインラクティヴ仲裁規則とプラハ規則の比較—

東京大学大学院法学政治学研究科教授
垣内秀介 Shusuke Kakiuchi

1 はじめに

一般に、国際的なビジネス紛争の分野において、仲裁手続は、当事者の属する国家の裁判所による手続と比較して、客觀性や中立性のある審理・判断を可能とする利点があるとされる¹⁾。また、当事者間の合意を基礎とする点に由来する手続の柔軟さから、各国の訴訟手続特有の規律について、当事者の負担を軽減するような形で調整することができる利点も指摘される²⁾。

もっとも、現実に仲裁手続を運営していくのは、当事者はもちろん、仲裁廷を構成する仲裁人や各当事者の代理人、当該事件が付託された仲裁機関の関係者も含め、それぞれの文化や教育を背後にもった「人」であり、そうである以上、それぞれの出身国の裁判実務や法文化、あるいはそれまでに親しんできた仲裁の実務運用といったものから

の影響を、完全に免れることはできない。そのため、仲裁の手続ルールの設定やその運営にあたっては、そうした背景の違いに基する衝突が問題となる³⁾。すなわち、潜在的な紛争当事者間に、こうした仲裁の手続的側面をめぐってそもそも調整困難な相違が存在する場合には、仲裁手続の利用そのものが頓挫することとなるし、そうでなくとも、手続ルールについて合意に達するための調整コストは大きなものとなり得る⁴⁾。加えて、仲裁合意の段階で当事者がこうした問題について十分に自覺的に意識しないままに仲裁合意をした場合、後に、実際に経験した仲裁手続が予期に反するものであったとの不満を生じることもまた、懸念されよう。

こうした問題への対応として重要な意義を有する取組みとして、IBA（国際法曹協会）による証拠規則⁵⁾を初めとするソフト・ローの成文化作業

1) この点については、小島武司＝猪股孝史・仲裁法50頁（日本評論社、2014）、三木浩一「国際仲裁と企業戦略」三木浩一ほか編著・国際仲裁と企業戦略4頁（有斐閣、2014）など参照。

2) 三木・前掲注1) 8頁参照。

3) この点については、例えば小原淳見「国際仲裁の国際標準」法時87巻4号7頁（2015）参照。

4) 裁判外紛争処理全般におけるこうした問題の存在については、垣内秀介「裁判外紛争処理」大村敦志編・岩波講座現代法の動態（5）235-236頁（岩波書店、2015年）参照。また、とりわけ、近年における国際仲裁の利用の増加に伴い、従来の比較的狭い範囲に閉じられていた仲裁コミュニティに属しない実務家が仲裁に関与する例が増加したことが、こうした問題を顕在化させたことにつき、例えば、小原・前掲注3) 7頁参照。

5) IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration (2010) (https://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx。日本語訳も同所において入手可能である)。なお、IBA仲裁ガイドライン・規則小委員会においては、同規則の見直し作業を行っており、2020年に改正案が提出される予定とのことである。同協会ウェブサイト参照。

が挙げられる⁶⁾。同規則は、まさに上記のような問題意識の下に、互いに異なる各国の法制度を参照しつつ制定され、とりわけ当事者が互いに異なる法文化に属する場合において活用されることを想定したものであり⁷⁾、その内容は、大陸法系と英米法系との調整を見事に図ったものといわれる⁸⁾。もっとも、同規則に準拠する場合においても、同規則の下では仲裁人の裁量が幅広く認められる結果⁹⁾、実際の運用は、仲裁人を初めとする関係者の法的なバックグラウンドによって大きく左右される面もある¹⁰⁾。そのため、仮に、同規則の下における国際仲裁の実務において、現実には英米法系の実務家の影響が支配的であり、英米法の考え方方に近い運用が行われている、との現状認識に立つ場合には、それとは異なる方向性を明確に打ち出した選択肢の必要性が感じられることになる。2018年に制定されたプラハ規則（国際仲裁手続の効率的な進行についての規則）¹¹⁾は、そうした文脈の中で、大陸法系の裁判実務に準拠したモデルとして登場したものである。

他方で、日本商事仲裁協会（以下では、「JCAA」と略称する）に代表される日本の仲裁手続の場合、従来、ともすればその運用が「世界標準」からみて特殊である、とみる向きが存在した¹²⁾。現行仲裁法の制定やJCAA規則の累次にわたる改正も、そうしたイメージを払拭し、各国の仲裁機関の規則やその改正動向を参照しつつ、日本における仲裁が世界標準に準拠したものであることを示すことをを目指したものであったと位置付けることができる¹³⁾。JCAA規則に關していえば、その2014年改正は、そうした努力の1つの到達点であったということができよう¹⁴⁾。それに対して、直近の2019年改正についていえば¹⁵⁾、既存の商事仲裁規則及びUNCITRAL仲裁管理規則の改正は、従来の取り組みの延長線上に位置付けられるのに対して、新設のインタラクティヴ仲裁規則は、従来にない新たな発想に基づく手続を導入するものであり、英米法系の仲裁実務との対比において、日本の仲裁機関としての特色を意識的に打ち出そうとしたものといえる¹⁶⁾。

6) それらの概観として、小原・前掲注3) 7頁以下がある。

7) 同規則序文及びそのコメント（Commentary on the revised text of the 2010 IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration）1頁参照。なお、同規則の起草関係者には、ドイツ、フランスなどの大陸法系の法律家も含まれており、2010年の改訂時の小委員会には、日本から手塚裕之弁護士も加わっていた。

8) 小原・前掲注3) 8頁参照。

9) このことは、異なる法系の間の調整作業が、具体的に事案に即した仲裁人等の裁量に相当程度委ねられることを意味するが、これは、汎用性のある国際的なスタンダードを志向する場合には、やむを得ない面があろう。

10) 例えば文書開示請求の要件に幅がある結果、米国の訴訟となんら変わらない運用ともなり得ることにつき、小原・前掲注3) 8頁参照。

11) その成文は、同規則ウェブサイト（<https://praguerules.com/>）から入手できる。また、日本語訳として、垣内秀介「国際仲裁手続の効率的な進行についての規則（プラハ規則）」JCAジャーナル66巻11号10頁以下（2019）参照。

12) こうしたイメージの盛衰を活写する近時の論考として、古田啓昌「Ragan神話の誕生と終焉」ジュリスト1535号29頁以下（2019）がある。

13) 古田・前掲注12) 30-31頁参照。

14) 同改正の概説として、日本商事仲裁協会仲裁部「商事仲裁規則の改正」JCAジャーナル61巻1号6頁以下（2014）、大貫雅晴「JCAAの商事仲裁規則の改正とその意義と影響」仲裁とADR10号22頁以下（2015）、また、逐条解説として、道垣内正人ほか・コメントナール商事仲裁規則（日本商事仲裁協会、2014）（<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/docs/Kommentar2014.pdf>）がある。なお、筆者は、同改正のためにJCAAに設置された商事仲裁規則改正委員会及び条文案作成のための作業委員会の委員として改正作業に関与した。

15) 同改正の概要については、道垣内正人「JCAAの仲裁制度の改革について」JCAジャーナル66巻1号6頁以下（2019）、同「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい動き——3つの新仲裁規則の施行等」NBL1141号4頁以下（2019）、同「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい仲裁規則における若干の規定について」仲裁とADR14号9頁以下（2019）参照。なお、道垣内教授は、JCAAの仲裁・調停担当業務執行理事として改正委員会の審議にも関与し、主導的な役割を果たしたという経緯がある。また、筆者は、JCAA規則改正・制定等検討委員会の委員として改正作業に参加した。

16) この点については、垣内秀介「日本商事仲裁協会仲裁規則の改正とその意義」ジュリスト1535号27-28頁参照（2019）。

このように、プラハ規則とインタラクティヴ仲裁規則とは、その制定時期も近接しており、また、広い意味で大陸法系の裁判実務に親和的な発想に立脚し、英米法系の仲裁実務に代わるオルタナティヴを提示しようとするものである点で、共通点を有する。そのため、両規則の内容を比較することは、いわば「大陸法的仲裁」の台頭ともいるべき国際的な仲裁実務をめぐる近時の動向を知る意味で有意義であるとともに、仲裁手続の利用者にとっては、両者の内容及び異同を把握しておくことが、自己のニーズに沿った紛争解決プロセスの選択を可能にするという意味で有用であろう。こうした観点から、以下では、両規則の概要について簡単に紹介した上で、両者の異同について検討することとしたい。

2 プラハ規則及びインタラクティヴ仲裁規則の概要

(1) プラハ規則

プラハ規則は、大陸法系諸国を中心とする約30カ国の法律家¹⁷⁾によって構成される作業部会によって起草され、2018年12月14日にプラハにおいて最終版が署名された規則であり、全12条の規定からなる¹⁸⁾。同規則は、仲裁手続に要する時間と費用とを節減し、手続の効率性を高めることを目的とし（同規則前文参照）、手続管理における仲裁廷の積極的な役割を重視するものであるが、これは、大陸法系諸国における裁判実務の伝統を反映したものと位置付けられている（同規則作業部会注記参照）。

同規則は、草案段階では「国際仲裁における職権主義的（ないし糾問主義的：inquisitorial）証拠調べ規則」と題されていたところであり、とり

わけ英米法系の伝統に由来する文書の開示手続や多数の証人の長時間にわたる交互尋問が仲裁に要する時間と費用の増大要因となっている、との認識に基づき、IBA証拠規則とは異なる選択肢として、仲裁廷の職権を重視した証拠調べの規律を志向したものであった。これに対し、最終版では、証拠調べに限らず手続の全般にわたる規定を設けているが、規則の基本的な性格は変わっておらず、手続の随所で仲裁廷が積極的な役割を果たすことを求めるものとなっている。特徴的な内容としては、争点や証拠についての仲裁廷の心証開示の許容（2条）、職権による証人の喚問や検証の実施（3条）、e-ディスカバリーなどの文書開示手続に対する慎重な規律（4条）、証人尋問との関係での陳述書の活用（5条）、職権での鑑定人（専門家証人）の指定（6条）、当事者の援用しない法的規定の職権による適用の明示的な許容（7条）といったものが挙げられる。

(2) インタラクティヴ仲裁規則

JCAAインタラクティヴ仲裁規則は、2019年のJCAA規則改正の大きな目玉の1つであり、JCAA商事仲裁規則を基礎としつつ、当事者の紛争解決コストに対する予測可能性を高め、合理的な時間と費用の範囲内での紛争解決を実現すべく、①仲裁廷と当事者との2回にわたる「対話」を義務付けたこと、②仲裁人報償金の抑制・定額化を図った点に、大きな特色がある。これらのうち、後者は、タイム・チャージ制を採用する商事仲裁規則と異なり、請求金額に応じた定額かつより低額の報償金を定めたものであり¹⁹⁾、費用面で利用者に訴求しようとするものであるが、手続の内容という意味では、①の「対話」が、この規則の核心をなすものといえる。

17) 特に、ロシアなどの旧ソ連諸国や東欧諸国の法律家が起草作業を主導したようである。垣内・前掲注11) 11頁参照。

18) 具体的には、適用の要件等（1条）、仲裁廷の積極的役割（2条）、事実認定（3条）、書証（4条）、証人（5条）、鑑定人（専門家証人）（6条）、法廷は法を知る（7条）、審問（8条）、和解の援助（9条）、不利益な推論（10条）、費用の負担（11条）、評議（12条）となっている。

19) 例えば、請求金額が10億円の単独仲裁人事件の場合、商事仲裁規則では上限1200万円のタイム・チャージが発生するのに対し（同規則94条1項）、インタラクティヴ仲裁規則では、300万円の定額となる（同規則94条1項）。

すなわち、同規則の下では、①手続のできるだけ早い段階、及び、②証人尋問のための審問期日の要否を決定する前の段階における仲裁廷と当事者との「対話」が予定される。

具体的には、まず、①の段階では、仲裁廷は当事者の主張を整理し、そこから導き出される暫定的な事実上・法律上の争点を書面で当事者に提示すべきものとされる（同規則48条1項）。これに対して当事者は、同意する部分としない部分とを明らかにする形で意見を述べ（同条2項）、仲裁廷は、この意見を考慮して争点を修正することができるものとされる（同条3項）。

次に、②の段階では、仲裁廷は、（1）仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方、（2）仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方、（3）その他重要であると思料する事項を整理した上で、これらを書面で当事者に提示し、当事者に意見を述べる機会を与えるべきものとされる（同規則56条1項・2項）。言い換えれば、これらは、仲裁廷に書面での暫定的な心証開示を義務付けるものであり、この点が、同規則の最大の特徴といえよう。

3 両規則の異同

上述のように、両規則はいずれも審理過程において仲裁廷が積極的な役割を果たすことを通じて紛争解決の時間的・経済的な負担を軽減することを目指す点では共通する。もっとも、インタラクティヴ仲裁規則がそれ自体として完結したいわばフルセットの手続規則を提供するものであるのに対し、プラハ規則は、当事者が別途仲裁規則を合意することを前提として、これを部分的に補完することを目的とする点で（同規則前文参照）、その位置付けが異なることに、留意しておく必要があろう。その上で、全体としては、プラハ規則がとりわけ仲裁廷の権限の側面に焦点を当てるの

に対して、インタラクティヴ仲裁規則は、仲裁廷と当事者との間のコミュニケーションを重視し、その活性化のために仲裁廷に対して種々の義務を課すものとしている点に、興味深い対比が見出される。

以下では、両者の規律の具体的な異同を、①仲裁廷と当事者の協議、②書証その他の証拠の取扱い、③証人の採否及び審問の実施、④和解の援助の4点について、みていくことにしよう。

（1）仲裁廷と当事者の協議

プラハ規則では、仲裁廷は、事件書類を受領した後、不当な遅滞なく、事件管理協議を開催しなければならないとされ（2.1条）、この協議においては、手続の進行予定に加えて、当事者に、その求める救済、争いのない事実と争いのある事実、主張の法的根拠を明らかにさせるべきものとされる（2.2条）。また、仲裁廷は、この事件管理協議において、またはその後の適当と認める段階において、当事者に対して、事件についての各種の見解を示すことができるものとされる（2.4条）。具体的には、争いのない事実及びある事実、主張を立証するために適当と認められる証拠の種類、主張の法的根拠に関する理解等のほか（同条a項～d項）、立証責任の分配、争点や証拠の証拠力等に関する予備的な見解（同条e項）を示すことができるものとされている²⁰⁾。

こうした規律は、インタラクティヴ仲裁規則でいえば、手続での早い段階での仲裁廷による主張整理及び争点の提示に概ね対応するものといえ、目指す方向も共通するものといえる。もっとも、プラハ規則の場合、仲裁廷の義務としては早期の事件管理協議の開催のみが明記され、予備的見解の開示やその後のコミュニケーションのあり方についてはもっぱら仲裁廷の裁量に委ねられているのに対し、インタラクティヴ仲裁規則においては、手続の早い段階における書面による争点整理結果を仲裁廷が提示すべきものとされているほか（48

20) これらの見解の表明は、仲裁廷の独立性・公平性の欠如の証拠となるものではなく、忌避理由となるものではないものとされる（2.4条後段）。この点については、インタラクティヴ仲裁規則56条6項も、同趣旨を定める。

条1項)、証人尋問の要否を決定する段階までに、重要な事実上・法律上の争点についての仲裁廷の暫定的な考え方を書面で提示しなければならないものとされている点が(56条1項)、異なっている。総じて、インタラクティヴ仲裁規則の方がより詳細かつ具体的な規定を設けており、結果として、仲裁廷の職務がより積極的かつ明確なものとなっているといえよう。

プラハ規則に対しては、仲裁廷により積極的な役割を期待するとなれば、仲裁廷はより多くの時間と労力を当該事件に費やすこととなり、結果として費用が増大するおそれもある、といった指摘がみられるところであるが²¹⁾、上記の点からすれば、同様の指摘は、インタラクティヴ仲裁規則にはより一層当てはまる面がある。しかし、同規則においては、請求金額に応じた低廉かつ定額の仲裁人報償金が適用されるため(94条・95条)、仲裁人報酬の増大という懸念に対しては、すでに対応が図られているといえる。むしろ問題は、こうした報酬水準で十分に質の高い仲裁人を確保できるかどうか、という点に帰着することになろう²²⁾。

(2) 書証その他の証拠の取扱い

証拠の取扱いは、プラハ規則が草案段階から重視していた部分であり、最終版においても多くの規定がおかれている。具体的には、一方で、仲裁廷が事実認定のために積極的な役割を果たすことが奨励されるとともに(3.1条)²³⁾、職権による各種の証拠調べが許容される(3.2条)²⁴⁾。他方で、

書証に関しては、文書開示手続の回避が一般的に奨励されている点が特徴的であるほか(4.2条)、例外的に文書の提出が命じられる場合については、その要件として、文書の関連性・重要性、非公知性、相手方の所持が要求される(4.5条)。また、鑑定に関して詳細な規定がおかれ、仲裁廷の職権による鑑定人の選任のほか、共同鑑定の実施(6.2条a項ii号・6.7条)や鑑定人の職務遂行の監督(6.2条e項)、鑑定人の尋問(6.4条・6.5条)などの定めがあることも、特徴的である。

もっとも、こうした証拠関係の規律は、インタラクティヴ仲裁規則の定めと大きく異なるものではない。すなわち、同規則の下でも、職権による証拠調べは一般的に許容されているし(54条2項)。職権による鑑定人の選任も排除されない(55条1項参照)。仲裁廷は、必要と認める文書の提出を当事者に命じができるものとされる(54条4項)²⁵⁾。ただ、プラハ規則の方が、一般的な理念として、証拠調べにおける仲裁廷の積極的な役割や、英米法型の文書開示手続への消極的評価を前面に打ち出している点には違いがあり、この点については、インタラクティヴ仲裁規則の方がより中立的でオープンな立場をとっているものといえよう。

(3) 証人の採否及び審問の実施

書面審理のみで仲裁判断を行うか、口頭審問期日を実施し、証人尋問を行うかの選択は、仲裁手続の期間や費用の点で重要な意味をもつ。プラハ

21) 例えば、E. Saluzzo & R. Javin-Fisher, *Prague Rules on evidence in international arbitration: a viable alternative to the IBA Rules?* (2019), p. 2 (available at: <https://www.praguerules.com/upload/iblock/587/5872685539bdee761883c020f6ff93.pdf>)参照。

22) この点について、道垣内正人教授によれば、JCAAの仲裁人候補者データベースの構築の過程で行われた意思確認においては、インタラクティヴ仲裁規則の下での仲裁人への就任に前向きな回答が相当数存在したことがあり、仲裁人のなり手が少ないのでないのではないか、という懸念は心配に及ばない、とされている。山本和彦ほか「3つの新仲裁規則の理論と実務(座談会)」JCAジャーナル66巻9号67頁(2019)〔道垣内正人発言〕参照。

23) なお、プラハ規則には、仲裁廷が当事者の援用しない法規を適用することができる旨の規定があり(7.2条)。ただし、その際には、当該法規について当事者に意見を求めることが求めなければならないものとされる)、これも、インタラクティヴ仲裁規則には見られない定めである。

24) 具体的には、書証の提出要求、証人の出頭要求、鑑定人の選任、現場検証の実施などを職権でできるものとされる。3-2条a～d項参照。

25) これらの規定は、JCAAの商事仲裁規則にも含まれており(同規則54条・55条参照)、インタラクティヴ仲裁規則に特有のものというわけではない。

規則は、この点につき、一般原則として、仲裁廷及び当事者は、書面審理によって紛争を解決するよう努めなければならないとともに（8.1条）、当事者の一方が要請するか、仲裁廷が適当と認める場合には審問を実施するが、その場合には、テレビ会議や電話の使用を含む費用対効果の高い方法によるよう努めなければならない旨を定める（8.2条）。また、証人の採否については、当事者の申出にかかる証人を採用しないものとするための要件を明示するとともに（5.3条）、陳述書の機能を重視し、仲裁廷による陳述書の提出命令や（5.5条）、尋問によらず、もっぱら陳述書に基づく心証形成を許容する旨の定めを明文でおいていること（5.8条）、また、証人尋問に際しての仲裁廷の指揮監督権を具体的に定めていることが（5.9条）、注目される。

これに対して、インタラクティヴ仲裁規則の場合、審問の要否に関する規律は、実質的にはプラハ規則と大きな違いはないものといえる。すなわち、審問の要否は原則として仲裁廷の裁量により決定するが、当事者の申立てがある場合には実施すべきものとされ（50条1項）、その場合、テレビ会議その他の方法も選択肢として考慮すべきものとされる（同条3項）。プラハ規則では書面審理の原則性をより強く打ち出している点に、違いが見られる程度である²⁶⁾。他方で、証人尋問に関しては、プラハ規則の方が規定が詳細であるが、規律の実質に大きな違いがあるわけではない。ただ、（1）でふれたとおり、証人の採否の判断の前提として仲裁廷の暫定的な心証の開示が予定されている点に、インタラクティヴ仲裁規則の大きな特徴があろう。

（4）和解の援助

プラハ規則は、仲裁廷は、当事者の一方が異議

を述べない限り、紛争の友誼的な解決に達するよう当事者を援助できるものとした上で（9.1条）、すべての当事者の事前の書面による承諾を要件として、仲裁廷構成員が調停人（mediator）となることを認める（9.2条）²⁷⁾。若干特殊であるのは、和解不調に終わった場合、調停人を担当した仲裁人は、すべての当事者の書面による承諾がない限り、仲裁人としての職務を続行できないとされる点である（9.3条）。

インタラクティヴ仲裁規則においては、調停活動は仲裁人とは異なる者に委ねることが原則とされ（59条1項）、仲裁人を調停人に選任する場合については特則としての位置づけが与えられる（60条）。ただし、要件はいずれも当事者の書面による合意であり、後者の要件が加重されているわけではない。また、調停手続における当事者の陳述等につき、仲裁手続における証拠制限の規律が設けられていること（59条3項）、仲裁人が調停人となる場合につき、一方当事者との個別協議の要件が明示され、個別に協議したという事実の相手方当事者への開示が義務づけられている点は（60条2項）、プラハ規則にはみられない規律である²⁸⁾。

両者ともに、仲裁人による調停活動を正面から認めている点では共通するが、和解をめぐるプラハ規則の規律に対しては、和解不調の場合に仲裁人を新たに選任する必要が生じる可能性があることから、手続の遅延を招くおそれがある、といった指摘が見られる²⁹⁾。特に、単独仲裁人事件においては、この問題は深刻なものとなろう。また、調停手続において顕出された情報の取扱いや個別協議（コーカス）の可否という重要な問題について規律が設けられていないことは、インタラクティヴ仲裁規則と比較して、手続の予測可能性という点で問題があるように思われる。

26) また、審問期日の日程等については、インタラクティヴ仲裁規則の方が規定が詳細である。51条参照。

27) 友誼的解決の援助と調停人としての活動との相互関係は明瞭でないが、後者の方がより強度の活動を含意しているものと推測される。

28) これらの規定も、JCAAの商事仲裁規則に含まれるものであり（同規則58条・59条参照）、インタラクティヴ仲裁規則に特有のものではない。

29) 例えば、Saluzzo & Javin-Fisher, *supra* (note 21), p. 4参照。

4 おわりに

以上で見てきたように、プラハ規則とインタラクティヴ仲裁規則とは、大きな方向性を共有するものであるが、当然ながらその細部においては相違点もみられる。また、両規則がともに規律を設けている事項であっても、仲裁廷と当事者との協議や、和解の手続のように、インタラクティヴ仲裁規則の方が詳細な規律を用意しているものと、逆に、証人尋問や鑑定のように、プラハ規則の方が詳細な規律を用意しているものとがあり、両者はそれぞれ特徴があるといえる。これは、基本的な発想として、プラハ規則が証拠規則から出発しているのに対して、インタラクティヴ仲裁規則は心証開示を軸とする仲裁廷と当事者との間のコミュニケーションの重視を出発点としている、という違いに基づくものであろう。

こうした比較を踏まえて両規則の利用可能性について考えた場合、諸外国の仲裁機関を利用するような場合には、追加的にプラハ規則の採用を合意することも考慮に値すると思われるが、JCAAの利用が視野に入る当事者を前提とすれば、例えばインタラクティヴ仲裁規則に加えてプラハ規則の採用を合意する意味は特にないと思われるし、JCAA商事仲裁規則に加えてプラハ規則の採用をあえて合意するようなニーズも見出しそうに思われる。その意味で、手前味噌との批判もあり得るが、同じく大陸法的仲裁を志向するものとはいえ、3 (2) でふれた費用面の問題も含め、現状では、インタラクティヴ仲裁規則に一日の長があるといってよいのではなかろうか。今後の両者の利用状況の推移が注目されるところであろう。

